

令和4年3月

定例会会議録

高幡広域市町村圏事務組合

令和4年3月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会

日 時 令和4年3月3日（木）午後2時57分 開議

会 場 須崎市総合保健福祉センター 2階会議室1

議事日程

(新議員の紹介)

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 議長の選挙

第5 議案第1号 専決処分の承認について
(令和3年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号))

議案第2号 令和4年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第3号 令和4年度高幡広域市町村圏事務組合滞納整理事業特別会計予算について

議案第4号 高幡広域市町村圏事務組合監査委員の定数及び事務執行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例について

議案第6号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団内の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第7号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について

議案第8号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

議案第9号 監査委員の選任について

第6 管理者の選挙

出席議員	1番	高橋 立一	6番	中城 重則
	2番	楠瀬 耕作	7番	市川 岩亀
	3番	森 武士	8番	吉田 尚人
	4番	味元 和義	9番	池田 三男
	5番	池田 洋光	10番	大崎 芳章

執行機関出席者	管理者職務代理者	副管理者	中尾 博憲
	会計管理者		國澤 豊

事務局出席者	管理局长	松木 貞男
	徴収管理監	井浦 善郎
	事務局長	下村 千佳
	係 長	野村 恵里
	事務補助員	濱口 恵子

午後2時57分 開議

◎副議長（市川 岩亀 君）

ただいまより、高幡広域市町村圏事務組合令和4年3月定例会の会議を開場いたしたいと思っております。

現在、議長が欠員となっておりますので、議長選出まで、その職を副議長の私が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより、令和4年3月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布をいたしておりますとおりであります。

日程に入ります前に、新しく当組合議会議員となられました方を、ご紹介をいたします。

まず、最初に、1月18日の告示の中土佐町長選挙において無投票で当選され、2月5日に再任されました池田洋光君をご紹介をさせていただきます。ご挨拶をお願いします。

◎5番（池田 洋光 君）

また、皆様方と一緒にですね、この地域の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（拍手）

◎副議長（市川 岩亀 君）

続きまして、1月23日に行われました中土佐町議会議員選挙で当選され、2月7日中土佐町議会で議長に就任されました中城重則君をご紹介をいたします。

◎6番（中城 重則 君）

はい、中城でございます。引き続き、当組合議会議員として務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（拍手）

◎副議長（市川 岩亀 君）

続きまして、12月5日に行われました梶原町長選挙において当選され、12月21日に再任されました吉田尚人君をご紹介させていただきます。

◎8番（吉田 尚人 君）

はい、皆さんこんにちは。梶原町長の吉田でございます。引き続き、この議会の議員として精

一杯頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

◎副議長 (市川 岩亀 君)

日程第1、議席の指定を行います。

ただ今ご紹介をいたしました、池田洋光君の議席を5番議席、中城重則君の議席を6番議席、吉田尚人君の議席を8番議席に指定をいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長 (市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、3番森武士君、10番大崎芳章君を指名をいたします。ご両人はご了承願います。

日程第4、これより議長の選挙を行います。

当組合の議長でありました、中土佐町議会議長の中城重則君の任期満了により、欠員となっております議長の選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長 (市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。従って選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長 (市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。従って議長において指名することに決しました。

お諮りをいたします。議長に中城重則君を指名することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長に中城重則君を指名することに決しました。

お諮りをいたします。ただ今、指名いたしました中城重則君を議長の当選人と定めることに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

◎副議長(市川 岩亀 君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名しました中城重則君を、議長の当選人に定めることに決定をいたしました。

ただ今、議長に当選されました中城重則君が議場におられます。

会議規則第23条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、中城重則君から議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いをいたします。

◎議長(中城 重則 君)

はい。選任をいただきましたので、円滑な議会運営を尽くして参りたいと思っておりますので、どうかご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◎副議長(市川 岩亀 君)

ただ今、新議長が就任されましたので、ここで議長と交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

(拍手)

◎議長(中城 重則 君)

引き続き会議を続けます。

日程第5、議案第1号から議案第8号を一括議題といたします。

提案趣旨の説明を求めます。中尾副管理者。

◎管理者職務代理者 副管理者(中尾 博憲 君)

はい、議長。

◎議長(中城 重則 君)

副管理者。

◎管理者職務代理者 副管理者（中尾 博憲 君）

3月定例会につきましては、管理者が欠けておりますので、管理者職務代理副管理者であります私の方から、提案趣旨説明等を申し上げたいと思います。

本日は、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、お繰り合わせご出席を賜りまして、3月定例会が開会できましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、先ほどご紹介のありました、議員の皆様におかれましては、ご就任を心からお喜び申し上げます。今後とも、それぞれの市、町の振興はもとより、当圏域のためにも、ご指導、ご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

さて、本定例会には、専決処分の承認をはじめまして、9議案を上程をいたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干のご報告を申し上げたいと思います。

まず、ふるさと市町村圏事業でございますが、現在、国債及び基金の残額が約11億7千万円余りでございまして、その運用収入をこの事業の財源とし、構成市町にご負担を求めることなく事業を実施しているところでございます。

現在所有する国債は、利率0.4パーセントのものでございまして、昨年11月に買い替えを行いまして、年間の債券利息を300万円から400万円と増やしております。しかし、国債利率が低迷していることから、今後もしばらくは、以前のような有利な国債を見込むことは難しい状況であります。

さて、ふるさと市町村圏事業の主な事業でございますが、一つは高幡中学生海外研修事業でありまして、これは世界基準で活躍する人材の育成、また圏域内の人的ネットワーク形成を目標に平成7年から実施をしておる事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、2ヶ年実施できておりません。現在も海外への渡航は厳しいことから、来年度は沖縄在住の外国人宅でのホームステイを企画しておるところでございます。

この事業は時間やお金の関係で海外留学が出来ない方のために沖縄で以前より行われているもので、国内ではありますが、実際の海外留学に近い体験が出来る内容となっております。

次に、広域観光事業の推進ですが、高幡圏域の観光事業は、令和4年度まで、奥四万十観光協議会が行うことの取り決めがなされておるところでございますが、令和5年度以降については未定となっております。そのため、高幡5市町が協議を重ねまして、高幡広域観光を更に推進するため、奥四万十観光協議会を令和4年度中に一般社団法人へ移行し、市町の負担金で活動していく方向で話が進められております。

それに伴い、当組合の奥四万十観光協議会への令和4年度負担金額は、法人立ち上げまでの運営費と、初期経費のみを計上しておるところでございます。

この他、婚活事業等、このふるさと市町村圏事業で実施しております事業がございまして、いずれにつきましても各市町との連携を取りながら、事業の効率的、効果的な運営に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、須崎斎場についてでございます。

斎場運営に関しましては、指定管理者であります、株式会社五輪により、斎場を運営いただい

ております。

大きな修繕は終わり、現在は計画的な修繕をメインに行っております。

新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用の制限を設けているため、収入は減っておりますけれども、基金の取り崩しが必要となることはないと思われま

次に、認定審査会の運営事務についてでございます。

本年2月末までに、介護認定審査会の二次判定取扱件数は2,923件。同様に、障害支援区分認定等審査会は110件の二次判定を行っております。今年度より、更新期間が最長36カ月から48カ月に変更となったことから、今後の判定件数の減少も見込まれるところでござい

次に、租税債権管理機構についてでございます。

令和3年度は355名、約1億5千3百万円を受託いたしまして、徴収額は1月末時点で約6千5百万円となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響による搜索の自粛で、目標達成が懸念されておりましたが、徴収額及び徴収率はほぼ目標通り達成できそうでございます。令和4年度は275名を受託する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、個々の事案に応じた適切な滞納整理に取り組んで参ります。

本日の会議には、専決処分の承認、令和4年度当初予算及び監査委員の選任に関する議案等を提案させていただいております。

議案につきましては、構成市町の企画担当課長会及び副市町長会の協議を経まして、ご提案させていただいているものでございます。

詳細につきましては、事務局長及び管理局长からご説明を申し上げますので、適切にご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

続いて議案の説明を求めます。

◎事務局長（下村 千佳 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

下村事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）

それでは、3月定例会の議案につきまして、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

議案書の3ページをお開きください。

議案第1号、専決処分の承認について、地方自治法第292条により準用される同法第179条第1項の規定に基づき、別紙の事件につき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告するとともに、承認を求めるものです。4ページが専決処分書になります。

議案第1号別冊、令和3年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）をご覧ください

ださい。

歳入歳出予算の総額それぞれ131万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億1千231万7千円といたしました。国債の第66回の銘柄への買い替えを行った結果、131万6千438円の売却差益収入の基金積み立てを行うものです。

続きまして、議案書5ページ、議案第2号、令和4年度年度高幡広域市町村圏事務組合一般会計予算、議案第2号別冊、一般会計予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の総額 1億682万円。

2ページ、3ページには、第1表歳入歳出予算、4、5ページは事項別明細書、総括となっております。

6ページから予算の内容につきまして、説明をさせていただきます。

1款1項1目、組合運営費負担金、各市町からの負担金4,372万6千円。

その内訳は、1節、組合維持管理負担金 1,595万6千円。

2節、介護認定審査会負担金1,813万8千円。

3節、障害支援区分認定等審査会負担金120万2千円。

4節、須崎斎場負担金843万円。

26ページに、令和4年度の一般会計関係市町別負担金をつけておりますが、介護認定審査会負担金を除き、前年比増額となっております。

6ページに戻りまして、2目、介護運営費負担金、須崎市福祉事務所からの介護認定審査の負担金として、1千円。

7ページ、2款1項1目、衛生使用料3,500万。須崎斎場での火葬等に関する使用料で、前年度と同額を計上しております。

2目、総務使用料、須崎斎場の敷地に建っている電柱の用地使用料として1千円。

8ページ、3款1項、県委託金、介護認定審査の県委託分として1千円。

9ページ、4款1項1目、基金運用収入。10億円の国債の運用益収入が、利率0.4パーセントで400万円、定期預金の基金運用益が26万円の計426万円。

2目、利子及び配当金、須崎市道の駅の株配当金として9万円。

3目、財産貸付収入、須崎斎場の自動販売機設置貸付収入として2万円。

10ページ、5款1項1目、ふるさと市町村圏基金繰入金2,146万4千円。

主に、広域観光事業に関する負担金1,680万円と中学生海外研修（代替）事業沖縄まちなか留学事業の事業費556万円の財源としての繰入金です。

2目、須崎斎場調整基金繰入金150万円。須崎斎場式場の照明の修繕に充てられます。

11ページ、6款、諸収入、1項1目、預金利子1千円。普通預金の利子でございます。

2項1目、雑入、主にふるさと市町村圏事業の中学生海外研修（代替）事業沖縄まちなか留学事業の参加負担金として1人当たり3万円、25名の募集で75万円、その他雑入が6千円で75万6千円となっております。

以上、歳入合計1億682万円。

次に歳出。12ページをご覧ください。

1款1項1目、議会費、議会運営に関する経費として30万6千円。年2回の開催で、4年度

は7月が中土佐町、3月が須崎市で開催の予定です。

13ページ、2款1項1目、一般管理費、事務局の運営に関する経費として1,539万6千円。財務会計システムの再構築を行う予定でございます。

14ページ、2目、ふるさと市町村圏事業費2,647万円。この事業につきましては、27ページの事業ごとの集計表で説明いたします。

中学生海外研修事業、総額556万円。海外研修事業につきましては、現段階でも企画すら難しい状況であることから、沖縄在住の外国人住宅地でのホームステイを予算計上しております。

時間とお金の関係で海外留学できない人に留学の機会をと、沖縄で以前より「まちなか留学」として実施されているもので、国内にしながら留学に近い経験が出来ます。新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらの実施になります。

次に、青少年育成交流事業、95万2千円。例年通り、四国総合教育研究所に委託し、夏のセミナー2回、冬のクリスマスの集い1回を開催予定です。

広域観光活性化事業、1,685万円。主な支出内容は、広域観光事業者への負担金1,680万円です。来年度中に、奥四万十観光協議会を一般社団法人化する予定ですが、高幡からの負担金は、法人化されるまでの活動費や、移行後の旅行業取得の保証金等に充てられる予定です。

次に、地方分権研究事業24万4千円。事務事業の調査研究、情報交換に必要な活動経費になります。

婚活事業180万円。来年度も、高幡圏域内での2回の開催を予定しております。

事業諸費106万4千円。

以上が、ふるさと市町村圏事業費の説明となります。

16ページに戻りまして、3款1項1目、介護認定総務費、1,814万円。主な経費は、審査委員の報酬と、職員の人件費となっております。

17ページ、2目、障害認定総務費、こちらも主な経費は、障害の認定審査会に関する経費となります。

18ページ、4款衛生費1項1目、須崎斎場運営費4,495万5千円。指定管理料2,917万6千円が主な経費となりますが、年次計画に沿った修繕費1,089万円と、突発な修繕に150万円の他、斎場の照明入れ替えに308万円を計上しております。

19ページ、5款公債費に、費目存置として1千円。

20ページ、6款予備費に、35万円を計上しております。

以上、歳出合計1億682万円。

21ページから24ページにつきましては、給与費明細。

25ページにつきましては、債務負担行為に関する調書。

26ページには、令和4年度の構成市町の負担金についてを載せておりますので、ご参照ください。

以上で、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の特別会計予算につきましては、松木管理局長が説明をいたします。

◎管理局長（松木 貞男 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

松木管理局長。

◎管理局長（松木 貞男 君）

続きまして、議案第3号、管理機構の令和4年度滞納整理事業特別会計予算についてご説明いたします。

議案第3号別冊の1ページをご覧ください。

令和4年度の特別会計予算ですが、第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,390万円と定めております。

2ページの第1表、歳入歳出予算の歳入及び3ページの歳出は、4,390万円の款項の区分についての記載でございます。

4ページの事項別明細書の歳入、5ページの歳出は、前年度との比較で、それぞれ合計で510万円の減額となっております。

続きまして、6ページからをご覧ください。

歳入の第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、組合構成団体5市町からの組合運営負担金で、2,441万円を計上いたしております。

内訳につきましては、右の説明欄をご覧ください。受託の一人当たり人数割が13万2千円で、155人の2,046万円、令和3年度の実績割が395万円となっております。

7ページ、第2款の諸収入の第1項受託事業収入は、佐川町、越知町及び土佐市からの委託料で、1,939万円を計上いたしております。

内訳は説明欄のとおりで、人数割が13万2千円の120人で1,584万円、実績割が355万円となっております。

なお、各市町別の負担金、委託料につきましては、最後の15ページに一覧表で示しておりますのでご覧ください。各市町毎の説明は省略し、一番下の合計欄でご説明させていただきます。

まず、左の欄の引受人数割ですが、それぞれの人数枠につきましては、昨年末の各市町の税務担当課長会を経て決定したものです。一人当たりの負担金額を13万2千円として、275人の3,630万円を計上いたしております。

次に、右側の徴収実績割ですが、徴収額を7,500万円と見込み、その1割の750万円、合計で4,380万円となっております。

ではまた、7ページにお戻りください。

諸収入の第2項預金利子は1万円を、第3項雑入はインターネット公売手数料の滞納処分費や雇用保険料で9万円を見込んでおります。

次に、歳出ですが、8ページからをご覧ください。

第1款の総務費、第1項徴税費の税務総務、委託料費は、前年度より510万円減の4,370万円を計上いたしております。

各節の予算額及び支出内容は、記載のとおりです。510万円減の要因としては、派遣職員1

名の負担金を600万円減額しています。派遣職員1名減につきましては、引受人数の減少及び引受負担金増額の現状を説明したうえで、昨年末の各市町の税務担当課長会を経て決定したものです。増加要因としては、局長が2年目で6月の期末勤勉手当が増額になることで、職員手当及び共済費で約75万円。また、公用車2台分の車検経費が約15万円などです。トータルとして合計510万円少なくなっております。

10ページは予備費で、昨年同様の20万円を計上しております。

合計で4,390万円となっております。

11ページ以降は給与費明細書となっております。ご参照頂くこととして、説明は省略させて頂きます。

特別会計につきましては、以上でございます。

◎事務局長（下村 千佳 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

下村事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号、高幡広域市町村圏事務組合監査委員の定数及び事務執行に関する条例の一部を改正する条例について。

高幡事務組合の定例監査につきましては、毎年1月に行うこととされておりますが、当組合の監査委員は、組合議員である各市町の首長、若しくは議会議長から選出される決まりのため、年度末を控えた1月の実施は実質的に難しいことから、開催月の記載を削除し、柔軟に対応できるよう、併せて、自治法の改正等による条文の差異について、整合を図ろうとするものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

議案第5号、高幡広域市町村圏事務組合滞納整理条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由につきましては、松木管理局长より説明いたします。

◎管理局长（松木 貞男 君）

議長。

◎議長（中城 重則 君）

松木管理局长。

◎管理局长（松木 貞男 君）

引き続きまして、議案書の8ページ、議案第5号の説明を申し上げます。

当組合には、滞納税の徴収を専門とする組織として平成16年に租税債権機構が設置され、現在は佐川町、越知町、土佐市も参加し、18年目を迎えております。

平成31年度からは、税以外の強制徴収公課、いわゆる地方税法等を根拠法として滞納処分が出来る債権、具体的には保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金の5つについての債権も引き受けの対象とし、効率的な滞納整理が実施出来るようになっております。

このことについては、平成30年12月議会で承認をいただいているところですが、この税外債権徴収職員の位置付けや証票等について、条例上明記する必要があることから一部改正を行おうとするものでございます。以上でございます。

◎事務局長（下村 千佳 君）
議長。

◎議長（中城 重則 君）
下村事務局長。

◎事務局長（下村 千佳 君）
続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

議案第6号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体内の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体の津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合が、同組合の退職手当条例の対象となる職員が0人となったことから、令和4年4月1日から同組合を脱退すること及びこのことに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

規約変更内容につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体を定める別表1一部事務組合の項及び共同処理する事務を定める別表2第3条第1号に関する事務、同組合議会議員の選挙区を定める別表3選挙区1の項から津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合を削り、本規約を令和4年4月1日から施行するものです。

続きまして、11ページ、議案書第7号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についてです。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体の津野山広域事務組合が、令和4年4月1日から同組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

財産処分の方法につきましては、当該団体の職員全員が高幡東部清掃組合の職員となっているため、高幡東部清掃組合に帰属させるものです。

12ページ、議案第8号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてです。

高知縣市町村総合事務組合の構成団体の幡多中央環境施設組合が、令和4年4月1日から同組

合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

財産処分の方法につきましては、同組合負担金条例第3条第1項の規定に基づき、幡多中央環境施設組合が納付した負担金総額の100分の98の額と、当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付するものです。

以上で、ございます。

◎議長（中城 重則 君）

以上で、説明は終わりました。

これより、議案第1号について質疑を行います。質疑はございませんか。

◎8番（吉田 尚人 君）

はい、議長。

◎議長（中城 重則 君）

吉田さん。

◎8番（吉田 尚人 君）

ちょっと、休憩を。

◎議長（中城 重則 君）

暫時休憩します。

（ 休憩 ）

◎議長（中城 重則 君）

正常に復します。

議案第1号について、再度、質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第2号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第2号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第3号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第3号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第4号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

◎議長（中城 重則 君）

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第4号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙手 ）

◎議長（中城 重則 君）

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なし）

◎議長（中城 重則 君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第5号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第6号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長 (中城 重則 君)

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第6号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長 (中城 重則 君)

挙手全員と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長 (中城 重則 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより議案第7号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
これより議案第8号について質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

◎議長(中城 重則 君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(中城 重則 君)

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。
これより議案第8号の採決を行います。本案の採決は、挙手によって行います。
本案に賛成の皆さんの挙手を求めます。

(挙手)

◎議長(中城 重則 君)

挙手全員と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩といたします。

(休憩)

◎議長（中城 重則 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第9号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。中尾副管理者。

◎管理者職務代理者 副管理者（中尾 博憲 君）

議案第9号、監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

組合規約第10条第3項の規定に基づきまして、梶原町の吉田尚人議員の任期が令和3年12月20日に終了し、監査委員が不在となっておりますところでございます。

あらためて梶原町吉田尚人町長を再任することについて、同意を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

◎議長（中城 重則 君）

以上で説明は終わりました。

これより議案第9号についてお諮りいたします。

本件は、人事案件のため、質疑、討論を省略いたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。従って質疑、討論を省略いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。本案は、これに同意することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。

（ 休憩 ）

◎議長（中城 重則 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉田議員に申し上げます。監査委員の選任は同意されましたので告知をいたします。

吉田監査委員、ご挨拶をお願いいたします。

◎8番（吉田 尚人 君）

はい、梶原町長の吉田でございます。ただ今、監査委員にご選任をいただきました。しっかりと、この組合の未来に向けて、自分の任務を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

（拍手）

◎議長（中城 重則 君）

はい、ありがとうございます。

日程第6、これより管理者の選挙を行います。

高幡広域市町村圏事務組合規約第8条第4項の規定により、管理者の任期は2年となっておりますので、本定例会において選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決しました。

管理者に、楠瀬耕作さんを指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名をいたしました楠瀬耕作さんを、管理者の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

◎議長（中城 重則 君）

ご異議なしと認めます。

従って、ただ今指名をいたしました楠瀬耕作さんを、管理者の当選人に定めることに決定しました。

ただ今管理者に当選されました、楠瀬耕作さんが議場におられます。

会議規則第23条第2項の規定より、当選の告知をいたします。

ここで、楠瀬耕作さんから、管理者当選の承諾並びにごあいさつをお願いいたします。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。ただ今、管理者に選任をいただきました楠瀬でございます。また、大変身の引き締まる思いでございます。この圏域の発展、振興のために、微力を尽くしてまいりたいと思っておりますが、なかなか自分の力だけではどうにもなりませんので、皆様方のご指導、ご支援を乞いまして、なんとか進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

（ 拍手 ）

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

以上で、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

管理者からごあいさつがあります。

◎管理者（楠瀬 耕作 君）

はい。閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ご提案申し上げました9議案につきましては、いずれも慎重審議のうえ、適切なご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

それぞれの市町におかれましても、これから新年度当初予算の審議を含む3月議会を控えておられるということと存じます。

新型コロナウイルス感染症への対応等、まだ予断を許さない状況が続いておりますが、なにとぞご自愛のうえ、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（中城 重則 君）

どうもありがとうございました。

これをもって、令和4年3月高幡広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします

午後3時43分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高幡広域市町村圏事務組合議会議長

高幡広域市町村圏事務組合議会議員

高幡広域市町村圏事務組合議会議員